

令和5年度子育て世帯等特別給付金について

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、給付金を支給することとなりました。

◆対象者

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（特別児童扶養手当の対象児童については20歳未満）の養育者で、以下のいずれかに該当する方

◇ひとり親世帯

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金等の受給により、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る）
- ③物価高騰の影響を受けて、令和5年1月以降の家計が急変し、住民税均等割が非課税である方と同水準の収入の方

◇その他の子育て世帯

- ①令和4年度給付金受給者
- ②物価高騰の影響を受けて、令和5年1月以降の家計が急変し、住民税均等割が非課税である方と同水準の方

◆給付額

対象児童1人あたり5万円

◆申請方法

- ・①の対象者 申請不要
- ・②および③の対象者 申請書が必要
詳細は福祉課にお問い合わせください。

◆申請締切

令和6年2月末

※児童扶養手当を受給のひとり親世帯の方については、神奈川県より5月に支給されております。

※令和4年度給付金受給者については、町より5月に支給されております。

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対する支援として、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり3万円の真鶴町住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金を支給いたします。

◆対象世帯

- ①令和5年6月1日の住民登録上の世帯に属する全ての世帯員が、令和5年度住民税均等割が非課税であること。
- ②世帯員全員が、住民税が課税されている者に扶養されていないこと。

◆給付額

1世帯当たり3万円

◆申請方法

対象世帯には、令和5年7月下旬頃から順次、確認書を送付いたします。過去の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を振込んだ口座を記載していますので、口座番号等に変更がないかを確認いただき、確認事項に該当する場合にはチェック欄にレチェックを入れて同封の返信用封筒にて返送してください。

◆提出期限

確認書の発行日から3か月（消印有効）

！ ご注意

給付金を装った振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください。市町村や国の職員などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、真鶴町福祉課や小田原警察署（☎32-0110）、警察相談専用ダイヤル（#9110）にご連絡ください。

申し込み・問い合わせ

福祉課

- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
- ・住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金

☎内線233

☎内線234